

令和元・2年度（平成31・32年度）

窓口申請用

測量及び建設コンサルタント等業務 競争入札参加資格審査追加申請（第1回～第6回）の手引き

- ※ この手引きは、平成30年10月11日付け安高建管公示第9号、平成31年3月12日付け安高建管公示第6号の内容の詳細を定めたものです。書面申請をされる方は、この手引きをよく確認のうえ、誤り・記入漏れ等がないように十分にご注意ください。
- ※ 平成29・30年度の申請様式・申請方法・添付書類等とは一部変更がありますので、ご注意ください。
- ※ 手書きの場合は、楷書体でハッキリと記入してください。
- ※ この資格審査申請書の記載事項の内容については、資格認定後に一般に公開します。
- ※ 電子入札用のICカードをお持ちの方は、なるべく電子申請を行ってください。何らかのトラブルで電子申請できない場合に、書面申請をおこなってください。

- ・測量
- ・建築関係建設コンサルタント業務
- ・地質調査業務
- ・補償関係コンサルタント業務
- ・土木関係建設コンサルタント業務
- ・その他

安 芸 高 田 市

目 次

第1	資格審査の申請手順等	
1	資格審査	2
2	申請書類の提出先及び提出期間	2
3	申請資格	2
4	入札参加資格の通知等	3
5	提出書類一覧表	3
6	提出方法及び注意事項等	6
7	個人情報の保護	7
第2	提出書類の記入要領	
1	共通事項	7
2	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号〕	7
3	有資格技術職員名簿〔様式第2号〕	7
4	希望業務実績調書〔様式第3号〕	1 1
5	その他提出書類	1 4
第3	追加の入札参加資格審査申請の取扱いについて	1 4
第4	変更届	1 4
第5	提出期間における入札参加資格審査申請書等の問い合わせ先	1 4
第6	その他	1 4

第1 資格審査の申請手順等

1 資格審査

安芸高田市が、令和元・2年度（平成31・32年度）に発注する測量及び建設コンサルタント等業務の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）の審査（以下、「資格審査」という。）を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を、所定の期日までに提出しなければなりません。

2 申請書類の提出先及び提出期間

提出先 安芸高田市建設部管理課入札・検査係
(受付場所：安芸高田市役所本庁 第2庁舎1階)

提出期間 第1回：令和元年 5月13日（月）～令和元年 5月17日（金）
第2回：令和元年 7月 1日（月）～令和元年 7月 5日（金）
第3回：令和元年10月 7日（月）～令和元年10月11日（金）
第4回：令和2年 2月 3日（月）～令和2年 2月 7日（金）
第5回：令和2年 5月11日（月）～令和2年 5月15日（金）
第6回：令和2年 9月 7日（月）～令和2年 9月11日（金）

受付期間 9：00～12：00 13：00～16：00

※ 電子入札用のICカードをお持ちの方は、電子申請を行ってください。何らかのトラブルで電子申請できない場合に、窓口申請を行ってください。

※ 提出期間・提出先を間違えないよう、十分注意してください。

※ 提出期間を過ぎると受け付けることはできません。期間中に必ず申請してください。

3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者

ウ 「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者

エ 「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者

オ 直近2年間において、資格審査を申請する希望業務分野（測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びその他）について、業務を行った実績（年間平均実績高の記載）のない者

カ 資格審査の申請を行うときに、安芸高田市の市税の滞納がある者

キ 資格審査の申請において重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者

(過去に虚偽の申請を行い、安芸高田市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から24か月を経過している者を除く。)

ク 次のaからcまでに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く）

a 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

b 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

c 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ケ 申請しようとする希望業務の部門において、申請日時点において、既に既に令和元・2年度（平成31・32年度）の入札参加資格の認定を受けている者

コ 申請しようとする希望業務の部門において、平成29・30年度に入札参加資格の取消を受けた者、又は取り下げを行った者

建設業者等指名除外要綱等により、安芸高田市の指名除外等の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外等の効力は継続します。

また、会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。

なお、営業不振による指名除外を解除するためには、測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格再認定取扱要領により再認定を受ける必要があります。（詳細は管理課にお問合せください。）

※上記ア～コの内容を十分に確認し、申請業務(分野・部門)及び内容をよく確認した上で申請してください。

4 入札参加資格の通知等

(1) 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、申請者に通知します。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和元年度（平成31年度）及び令和2年度（平成32年度）において再び入札参加資格の認定を申請することができません。また、令和3年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格の申請及び入札参加資格の認定を受けることができません。入札参加資格の取消を受けた者は、令和元年度（平成31年度）及び令和2年度（平成32年度）中に安芸高田市が発注する委託業務において再委託を受けることはできません。また、令和3年度以降についても、その取消の日から24か月を経過する日までは、安芸高田市が発注する業務において再委託を受けることはできません。

(3) 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和3年5月31日まで有効です。ただし、この資格は、有効期間以降においてもその年度における資格が認定されるまでは有効とします。

なお、有効期間内であっても、3のイ～エの登録の取消し等により登録が無くなった場合は、当該部門の入札参加資格は失効します。

(4) 入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿を作成し、建設工事入札契約情報閲覧所及び安芸高田市のホームページに公表します。

5 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

番号	資格審査申請書等 ※様式が定められているものは、必ず所定の様式で提出してください。	申請者		注意事項等
		県内業者	県外業者	
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書 【様式第1号】及び【広島県の「資格審査申請支援ツール」利用】	○	○	・【様式第1号】に、広島県の「資格審査申請支援ツール」に入力し、CSVファイルに変換する前のものを印刷して添付する。
2	営業所一覧表 【広島県の「資格審査申請支援ツール（営業所一覧CSV化ツール）」利用】	○	○	・広島県内に契約締結権限のある営業所等が複数ある場合には、全部記入する。 ・県外業者で、広島県内に営業所がない場合には、安芸高田市との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入する。 ・広島県の「資格審査申請支援ツール（営業所一覧CSV化ツール）」に入力し、CSVファイルに変換する前のものを印刷して添付する。 ※営業所がない場合も印刷して提出する。（CSVファイルの提出は不要。）

3	有資格技術職員名簿 【様式第2号】	○	○	・有資格技術職員名簿は、安芸高田市独自の様式ですので、この様式以外の様式で提出された場合は受付できません。（国土交通省の「技術者経歴書」とは異なります。）
4	希望業務実績調査書 【様式第3号】	○	○	・「14」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。ただし、「14」の現況報告書に記載以外の分野のものは省略できないため、別途作成。
5	安芸高田市の市税について滞納がないことを市長が証した書面（写し不可）	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・安芸高田市内に営業所等がないなどのため、安芸高田市に税金を納める必要のない場合には不要。この場合、様式第1号の余白に「安芸高田市税については、納税義務がありません。」と記入。 ・納税証明書は、証明手数料として350円が必要です。
6	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、の3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。 ・納税証明書は、納税地を所轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。） ・e-Taxを御利用の場合は、所轄の税務署にe-Taxを利用して納税証明書を交付請求することができ、窓口での待ち時間が短縮できます。 ・納税証明書は、証明手数料として交付請求書に400円（e-Taxで交付請求の場合370円）が必要です。 ・納税証明書についての問合せは、最寄りの税務署にしてください。 国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続） http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm を参照してください。
7	法人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 個人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」	○	○	・「14」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。 ・資格審査申請書等を提出する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出。
8	法人…登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「14」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。
9	誓約書 【様式第4号】	○	○	
10	委任状（写し不可） 【様式第5号】	△	△	・安芸高田市との契約締結権限を有する営業所（一つだけ）への委任状を提出。
11	健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く）	△	△	・健康保険及び厚生年金保険 保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類（年金事務所の収受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの） ・雇用保険 概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、測量及び建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分）、その他雇用保険への加入が確認できる書類（労働局の収受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）
12	申出書 【様式第6号】	△	△	・社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合のみ提出。
13	測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、司法書士登録証明書の写し	△	△	・それぞれの登録を受けており、申請書（広島県の「資格審査申請支援ツール」の「法令等の登録等の有無」の欄に入力した場合に必要。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。

14	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務について、それぞれ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であり、申請書（広島県の「資格審査申請支援ツール」の「法令等の登録等の有無」の欄に入力した場合に必要。 ・「14」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、「4」の希望業務実績調査、「7」の財務諸表等及び「8」の登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写しについては省略可。ただし、「4」の希望業務実績調査については「14」の現況報告書に記載以外の分野のものは省略できないため、別途作成。
15	I S O9001の認証取得を示す登録証及び附属書の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県内にある営業所が、認証取得している者のみ提出。
16	C P D内訳書 【様式第7号】	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・「17」～「19」の書類のいずれかを提出する場合に必要。
17	測量系C P D協議会の測量C P D制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について測量系C P D協議会が証する書面（協議会様式4（団体用））の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・学習単位を取得した技術者を<u>広島県内の営業所等</u>に有している者のみ提出。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和元年5月に申請する場合、H29.4.1～H31.3.31
18	建築C P D運営会議の建築C P D（継続能力／職能開発）情報提供制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の認定時間数について、建築C P D運営会議が証する書面（建築C P D運営会議様式3－3）の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・学習時間を認定された技術者を<u>広島県内の営業所等</u>に有している者のみ提出。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和元年5月に申請する場合、H29.4.1～H31.3.31
19	建設系C P D協議会加盟団体の継続教育制度（C P D）における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について当該団体が証する書面の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・学習単位を取得した技術者を<u>広島県内の営業所等</u>に有している者のみ提出。 ・安芸高田市の様式指定はありません。建設系C P D協議会に加盟する団体から、必要事項（氏名、期間、学習単位数）を確認できる証明書の交付を受け、提出してください。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和元年5月に申請する場合、H29.4.1～H31.3.31
20	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者の雇用割合が法定雇用率以上であること）の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し	△		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県内業者のみ</u>が対象。（県外業者が県内の営業所で障害者を雇用していても、対象外。） ・雇用義務の有無を確認のうえ、欄外の「注 障害者の雇用状況について」の要件を満たす場合のみ、提出書類を提出してください。
21	広島県公共土木施設災害支援制度における広島県公共土木施設災害支援団体認定証又は広島県公共土木施設災害支援制度に係る支援団体登録証明の写し（登録分野が「情報収集活動」のものに限る）	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けている者のみ提出。
22	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し 【広島県様式】	△		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県内業者のみ</u>が対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。
23	協力雇用主登録証明書の写し 【広島県様式】	△		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県内業者のみ</u>が対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所（TEL082-221-4651）が発行した証明書を提出してください。

			<ul style="list-style-type: none"> ・証明書発行の申請方法は、<u>郵送のみ</u>です。（窓口での申請不可） 交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・82円切手貼付）を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。 〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-3 1 広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 処遇部門 宛
24	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県内業者のみが対象</u>。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県会議（TEL 082-511-0110）にお問い合わせください。

（○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

（注意点）

注 障害者の雇用状況について

雇用義務の有無	要件	提出書類（県に提出）
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（2.2%）を達成した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者を雇用する義務のない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ①本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳 ②本人の健康保険証等

6 提出方法及び注意事項等

(1) 提出部数

- ア 資格審査申請書等 1部
- イ 広島県の「資格審査申請支援ツール」に入力し印刷したもの 1部
（CSVファイルに変換する前のものを印刷してください。）
- ウ 上記の「資格審査申請支援ツール」で作成したCSVファイルを保存した「CD（コンパクトディスク）」 1枚
- エ 82円切手 1枚（資格認定通知に使用します。）

(2) 提出方法

内容を説明できる方が提出場所に持参してください。
郵送による提出は受けません。

(3) 注意事項

- ア 資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告をしなかった場合には、競争入札参加資格を認定しないことがあります。また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合は、認定を取り消すことがありますので、十分注意してください。
- イ 受付後に申請内容を確認するため、連絡することがありますので、提出した資格審査申請書等の控えを1部作成し、様式第1号に記入する申請事務担当者が保管してください。
- ウ 提出書類の中で写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4版に調製したものを提出してください。
- エ 提出書類については、「**5 提出書類一覧表（資格審査申請書等）**」の順に「ヒモとじ」してください。
ファイル等に綴じないでください（ホッチキス留めは厳禁です）。
- オ 行政書士の方に申請を依頼される際、行政書士の方が当方の質問に答えられない場合が見受けられます。申請を依頼される場合には、行政書士の方が申請内容等の質問に答えられるよう十

分に配慮してください。（受付中に電話での確認等を行いますと、多くの方に迷惑がかかります。御協力ください。）

カ 入札参加資格申請の申請書類はお返ししません。申請時には十分注意してください。

キ 申請の内容については、公表しますので、ご了承ください。

（ただし、「協力雇用主の登録または暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録」の有無については、公表しません。）

7 個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査の目的に利用し、その他の目的では利用しません。

第2 提出書類の記入要領

1 共通事項

- (1) 申請年月日については、提出年月日を記入してください。
- (2) 提出書類は、本店（本社）で作成して提出してください。したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。印鑑は代表者の実印を「印」の箇所へ押印してください。なお、申請者欄については、ゴム印等を使用しても構いません。
- (3) 登記簿上の本店と実際の事務を行っている主たる営業所の所在地が異なる場合には、両方を併記してください。
- (4) 提出書類の作成に当たっては、各様式に特に定めのあるものを除いて、資格審査の申請日を基準日として作成してください。
- (5) 指定した様式の記入については、ホームページからダウンロードした様式へ入力してください。ペン又はボールペンで記入したものによる提出も可能ですが、必ず、広島県の「資格審査申請支援ツール」に入力し作成したCSVファイルを保存した「CD（コンパクトディスク）」を提出してください。
- (6) 「※」の欄には何も記入しないでください。

2 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【様式第1号】

申請者の記入・捺印、申請事務担当者欄の記入をしてください。

〔様式第1号〕に、広島県の「資格審査申請支援ツール」に入力し、CSVファイルに変換する前のものを印刷して添付する。

3 有資格技術職員名簿【様式第2号】

- (1) この様式に記載する有資格技術者は、資格審査の申請日時点において、申請者が常時雇用している技術者としてください。
- (2) 「営業所等」の欄には、当該技術者が所属している本店、支店及び営業所等を記入して所属単位ごとにまとめて記入してください。
- (3) 「氏名」の欄には、氏名を姓と名の間を1文字開けて記入してください。フリガナは1文字開けることなく詰めて記入してください。
- (4) 「有資格区分コード」欄には、次ページ以下の有資格区分コード表の分類に従い、該当する番号を記入してください。コード表に該当する資格者を持たない技術職員については、記入しないでください。
- (5) 資格が6以上あって記入が2段になる場合は、「営業所等」「氏名」「フリガナ」及び「生年月日」は最上段のみ記入してください。
- (6) 本表が二枚以上となる場合には、同一の様式を用いて引き続き記入し、右肩の

/

 頁に 1/5, 2/5, …, 5/5 のように記入してください。
- (7) 「※ 受付番号」欄には何も記入しないでください。
- (8) 各ページの下段余白に、各資格コードの人数の小計に記載してください。最終ページの下段余白には、小計及び合計を記載してください。（書き方は問いません。）
※記載がない場合、受付の順番を後回しにして、記載をお願いする場合があります。

(注意事項)

- 1 「常時雇用」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険の納付対象者であること等）を有することをいいますので注意してください。
- 2 「常時雇用」関係に疑義がある場合は、上記客観的な判断事項に関する資料の提出を求めることがあり、虚偽の申請と認められる場合は、資格を認定しないことがあるので十分注意してください。
- 3 友好・協力関係にある別企業の職員を、混同して記載される方が見受けられます。あくまで、自社の職員数のみを記載してください。
- 4 次の有資格区分コードに該当しない技術職員の氏名は、記入しないでください。
- 5 専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事する技術職員を計上してください。
- 6 広島県の「資格審査申請支援ツール」で記載した資格数とこの様式に記載する資格数は同数となるよう、十分注意して記入してください。

◎技術職員区分分類表及び有資格区分コード表

根拠法令	資格コード	資格の区分・名称等
建築士法	841	構造設計一級建築士（建築士法による一級建築士の免許を受けている者で、構造設計一級建築士証の交付を受けた者）
	842	設備設計一級建築士（建築士法による一級建築士の免許を受けている者で、設備設計一級建築士証の交付を受けた者）
	137	一級建築士（建築士法による一級建築士の免許を受けている者。構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者を除く。）
	238	二級建築士（建築士法による二級建築士の免許を受けている者。一級建築士の免許を受けている者、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者を除く。）
	062	建築設備士（建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示による建築設備資格者の登録を受けている者）
建設業法	113	一級土木施工管理技士（建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者）
測量法	101	測量士（測量法による測量士の登録を受けている者）
	202	測量士補（測量法による測量士補の登録を受けている者。測量士の登録を受けている者を除く。）
計量法	222	環境計量士（計量法による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）
不動産の鑑定 評価に関する 法律	241	不動産鑑定士（不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者）
	342	不動産鑑定士補（不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者。不動産鑑定士の登録を受けている者を除く。）
土地家屋 調査士法	243	土地家屋調査士（土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者）
司法書士法	244	司法書士（司法書士法による司法書士の登録を受けている者）
	301	建築積算士（建築積算資格者）（公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士（建築積算資格者）試験に合格し、登録を受けている者）
技 術 士 法	161	技術士：機械部門 選択科目 ※1
	162	〃：機械部門 選択科目 その他
	163	〃：電気・電子部門
	164	〃：建設部門 選択科目 土質及び基礎
	165	〃：建設部門 選択科目 鋼構造及びコンクリート
	166	〃：建設部門 選択科目 都市及び地方計画
	167	〃：建設部門 選択科目 河川、砂防及び海岸
	168	〃：建設部門 選択科目 港湾及び空港
	169	〃：建設部門 選択科目 電力土木
	170	〃：建設部門 選択科目 道路
	171	〃：建設部門 選択科目 鉄道
	172	〃：建設部門 選択科目 トンネル
	173	〃：建設部門 選択科目 施工計画、施工設備及び積算
	174	〃：建設部門 選択科目 建設環境
	175	〃：農業部門 選択科目 農業土木
	176	〃：森林部門 選択科目 森林土木
	177	〃：水産部門 選択科目 水産土木
178	〃：情報工学部門	
179	〃：応用理学部門 選択科目 地質	

根拠法令	資格コード	資格の区分・名称
技術士法	180	技術士：応用理学部門 選択科目 その他
	181	〃：上下水道部門 選択科目 上水道及び工業用水道
	182	〃：上下水道部門 選択科目 下水道
	183	〃：上下水道部門 選択科目 水道環境
	184	〃：その他の部門（総合技術監理部門を除く。）
	※2	〃：総合技術監理部門
一般社団法人 建設コンサル タツツ協会の 行うRCCM 資格試験に合 格し、登録を 受けている者	701	RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋
	702	〃：港湾及び空港
	703	〃：電力土木
	704	〃：道路
	705	〃：鉄道
	706	〃：造園
	707	〃：都市計画及び地方計画
	708	〃：地質
	709	〃：土質及び基礎
	710	〃：鋼構造及びコンクリート
	711	〃：トンネル
	712	〃：施工計画、施工設備及び積算
	713	〃：建設環境
	714	〃：上水道及び工業用水道
	715	〃：下水道
	716	〃：農業土木
	717	〃：森林土木
	718	〃：機械
719	〃：電気電子	
720	〃：水産土木	
721	〃：廃棄物	
722	〃：建設情報	
公認会計士法	245	公認会計士（公認会計士法による公認会計士の資格を有し、登録を受けている者）
	346	会計士補（公認会計士法による会計士補の資格を有する者。公認会計士である者を除く。）
税理士法	247	税理士（税理士法による税理士の資格を有し、税理士名簿に登録をしている者）
電気事業法	258	第1種電気主任技術者（電気事業法による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者）
電気通信 事業法	223	第1種伝送交換主任技術者（電気通信事業法による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者）
	224	線路主任技術者（電気通信事業法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者）
中小企業指導 事業の実施に 関する基準を 定める省令	248	中小企業診断士（中小企業診断士として登録を受けている者）
	251	地質調査技士（一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者）
	302	土地区画整理士（国土交通大臣の行う土地区画整理士技術検定に合格し、登録を受けている者）
	001	建設コンサルタント業務実務経験者 ※3
	002	用地調査等業務実務経験者 ※4
	003	公共用地取得実務経験者 ※5

(注意点)

- ※1 技術士の資格コード「161」に該当する「機械部門」の「選択科目」は、平成15年以前に取得した場合は「液体機械」,「建設、鉱山及び運搬機械」又は「機械設備」とし、平成16年以降に取得した場合には「機械設計」,「流体工学」又は「交通・物流機械及び建設機械」とする。
- ※2 総合技術管理部門については該当する選択科目によって161～183の資格コードを適用する。一人の技術者が、同じ資格コードの技術士の資格を有している場合には、同じコードを重複して2つ記入する。なお、184については一人の技術者で1つまでとする。
- ※3 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の工学に関する科目(橋梁工学,土質工学,河川工学,海岸工学,構造力学,材料工学,水理学,道路・鉄道工学,コンクリート工学,都市計画及び地方計画,その他農業土木,森林土木に関する学科を含む。以下同じ。)を習得し、建設コンサルタント業務(建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。)に20年以上の実務経験を有する者。
(2) 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し建設コンサルタント等業務に22年以上の実務経験を有する者。
(3) その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者。
- ※4 (1) 補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録部門(土地調査,土地評価,物件,機械工作物,営業補償,特殊補償,事業損失,補償関連,総合補償)のいずれかに係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者。
(2) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験を有する者。
(3) 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士の資格を有する者で一般財団法人公共用地補償機構の行う「補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修」を修了した者。
- ※5 国,地方公共団体等にあつて、公共用地の取得等に関する実務経験を10年以上有する者。

4 希望業務実績調書〔様式第3号〕

- (1) 希望業務実績調書は、次ページ以下の「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要領」別表1を参考に、希望業務内容(測量,建築関係建設コンサルタント,地質調査,補償関係コンサルタント,土木関係建設コンサルタント,その他)の別に作成してください。(現況報告書がある分野については省略できます。)
- (2) 直前1年間の主な契約について、契約金額が高額である順に10件まで記入してください。
- (3) 「直前1年間」とは、市に提出する財務諸表等に定める期の期首から期末までの期間です。
※「希望業務実績高」の直前1期と同じです。
申請日の直前1年間ではないので注意してください。
- (4) 「直前1年間の主な契約」とは、直前の営業年度内において契約されたものをいいます。
※契約期間が次の営業年度に及ぶものを含みます。「直前1年間」以降の契約分は含みません。
※直前1年間の実績がなく、その前年1年間に実績がある場合のみ、その前年の実績を入力してください。
- (5) 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記入し、「件名」の欄については、下請件名を記入してください。
- (6) 「業務の対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記入してください。
- (7) 「委託契約金額(千円)」欄については、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入してください。(千円未満は切り捨て)

「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要領」

別表1 業務分野別の部門及び部門別業務内容の例示

分野	部門	部門別業務内容の例示（又は分野の定義）
測量	(分野の定義)	土木建築に関する工事に関する測量(測量法第3条の測量をいう。)
	①測量一般	測量（地図の調製又は航空測量のみを業務内容とするものを除く。）
	②地図の調製	測量の成果を用いて行う地図の作成
	③航空測量	航空機等を使用して空中から行う測量
建築関係建設コンサルタント業務	(分野の定義)	建築に関する工事の設計若しくは監理並びに建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言
	①建築一般	建築工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理（建築物の設計又は建築工事の監理を含むものをいう）
	②意匠	建築物の意匠に関する調査、企画、立案及び設計
	③構造	建築物の構造に関する調査、企画、立案及び設計
	④暖冷房	建築工事に係る暖冷房空調設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理
	⑤衛生	建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理
	⑥電気	建築工事に係る電気設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理
	⑦建築積算	建築工事に関する積算
	⑧機械設備積算	建築工事に係る機械設備に関する積算
	⑨電気設備積算	建築工事に係る電気設備に関する積算
	⑩調査	上記各号以外の建築工事に関する調査
地質調査業務	(分野の定義)	地質又は土質について調査及び計測し、並びに解析及び判定することにより、土木建築に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務
	①地質調査	土木又は建築工事のための地質又は土質についての調査、計測、解析及び判定の業務
補償関係コンサルタント業務	(分野の定義)	公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う、損失の補償又はこれらに関連する業務
	①土地調査	土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等
	②土地評価	(1) 土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定 (2) 残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定
	③物件	(1) 木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定 (2) 木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定
	④機械工作物	機械工作物に関する調査及び補償金算定
	⑤営業・特殊補償	(1) 営業補償に関する調査及び補償金算定 (2) 漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定
	⑥事業損失	事業損失（事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損害等をいう。）に関する調査及び費用負担の算定
	⑦補償関連	(1) 意向調査（事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。）、生活再建調査（公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。）その他これらに関する調査 (2) 補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整 (3) 事業認定申請図書（起業者が事業認定庁に対する事前協議を行うための協議資料及び協議の完了に伴う本申請図書等）の作成

部 門	部門別業務内容の例示（又は分野の定義）
(分野の定義)	土木に関する工事の設計若しくは監理並びに土木に関する工事に関する調査, 企画, 立案若しくは助言
①河川・砂防及び海岸・海洋	治水利水計画, 砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査, 企画, 立案, 環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸に関する工事の設計若しくは監理
②港湾及び空港	港湾計画若しくは空港計画に関する調査, 企画, 立案, 環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
③電力土木	電源開発計画に関する調査, 企画, 立案, 環境影響評価若しくは助言又は発電用のダム, 水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理
④道路	道路計画に関する調査, 企画, 立案, 環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理
⑤鉄道	鉄道計画に関する調査, 企画, 立案, 環境影響評価若しくは助言又は鉄道（鋼索鉄道を含む。）に関する工事の設計若しくは監理
⑥上水道及び工業用水道	上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査, 企画, 立案, 環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理
⑦下水道	下水道計画に関する調査, 企画, 立案, 環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理
⑧農業土木	かんがい排水, 耕地整備, 農地保全等の計画に関する調査, 企画, 立案, 環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
⑨森林土木	治山, 林道, 森林環境保全等の計画に関する調査, 企画, 立案, 環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
⑩水産土木	漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査, 企画, 立案, 環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理
⑪造園	公園緑地計画に関する調査, 企画, 立案, 環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理
⑫都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画に関する調査, 企画, 立案, 環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
⑬地質	事業別の部門に係る地質に関する調査, 企画, 立案若しくは助言
⑭土質及び基礎	事業別の部門に係る土質に関する調査の企画, 立案若しくは助言, 事業別の部門に係る構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画, 立案
⑮鋼構造及びコンクリート	事業別の部門に係る鉄骨構造, 鉄筋コンクリート構造, コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査, 企画, 立案, 若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
⑯トンネル	事業別の部門に係るトンネル構造に関する調査, 企画, 立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
⑰施工計画, 施工設備及び積算	事業別の部門の工事实施に関する調査, 企画, 立案若しくは助言, 工事实施の監理又は工事实施のための調査若しくは設計又は施工方法, 仮設計画若しくは工程計画に基づく積算若しくは工事原価管理
⑱建設環境	前記⑥から⑩を除く事業別の部門に係る自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査, 企画, 立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理
⑲廃棄物	廃棄物処理等の計画に関する調査, 企画, 立案, 環境影響評価若しくは助言又は廃棄物処理等に関する工事の設計若しくは監理
⑳建設機械	事業別の部門の工事实施のための機械の調査若しくは設計又は事業別の部門に必要な機械の調査, 設計若しくは監理
㉑電気・電子	事業別の部門に係る電気通信に関する調査, 企画, 立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理

部 門	部門別業務内容の例示（又は分野の定義）
その他	(分野の定義) 土木建築に関する工事に関する調査, 企画, 立案, 若しくは助言（前記各号に掲げるものを除く。）
	①不動産鑑定 不動産の鑑定評価（不動産の鑑定評価に関する法律第2条に規定するものをいう。）
	②登記手続等 土地家屋調査（土地家屋調査士法第3条に規定するものをいう。）、不動産の登記及びそれに付随する業務
	③その他 前記各号に掲げるものを除くもの

5 その他提出書類

広島県の「広島県の調達情報」のホームページにある「平成31・32年度 入札参加資格審査申請手続き（追加申請）の手続き等について」内の、「電子申請についての詳細情報（平成31・32年度 建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格の電子申請について（追加申請）」の、「6 資格審査申請支援ツール」内に掲載してありますツールをダウンロードしていただき、情報を入力し作成した、

・CSVファイルに変換する前のものを印刷した書類

・CSVファイルを保存した「CD（コンパクトディスク）」

をそれぞれ提出してください。

操作マニュアル等も広島県の同ホームページからご覧ください。

「消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し」及び「協力雇用主登録証明書の写し」の様式についても、広島県の同ホームページからダウンロードしてご利用ください。

○「広島県の調達情報」のホームページ

※「平成31・32年度 建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格の電子申請について（追加申請）」

<http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02denshi.html>

第3 追加の入札参加資格審査申請の取扱いについて

入札参加資格の格付認定の単位は、それぞれの「業務分野の各部門」ごととしています。

このため、既に認定を受けている「業種部門」以外の「業種部門」の追加を希望する場合には、再度、「2 資格審査申請書等の提出先及び提出期間」の提出期間に入札参加資格審査を申請する必要があります。

- （例①） 当初の認定において、希望業務分野を「測量」として、部門を「測量一般」のみを希望して認定を受けている場合に、認定後、「測量」分野の他の部門（地図の調整、航空測量）の追加を希望する時。
- （例②） 当初の認定において、希望業務分野を「測量」のみとして認定を受けている場合に、認定後、「建築関係建設コンサルタント」分野の「建築一般」の追加を希望する時。

第4 変更届

届出が必要な事項及び変更届の様式については、安芸高田市ホームページに掲載しています。

第5 提出期間における入札参加資格審査申請書等の問い合わせ先

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市建設部管理課 入札・検査係
TEL (0826) 47-1201 FAX (0826) 47-1206

第6 その他

会社法によらない特殊な法人等であって、この手引きによらない場合は、管理課にご相談ください。